

【菊陽町】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	4,462人	4,439人	4,439人	4,439人	4,439人
② 予備機を含む 整備上限台数	5,131台	5,104台	309台	309台	309台
③ 整備台数 (予備機除く)	0台	4,439台	0台	0台	0台
④ ③のうち 基金事業によるもの	0台	4,439台	0台	0台	0台
⑤ 累積更新率	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
⑥ 予備機整備台数	0台	356台	0台	0台	0台
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0台	356台	0台	0台	0台
⑧ 予備機整備率	0.0%	8.0%	0%	0%	0%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新の考え方)

- ・タブレット端末は、Windowsを採用しているが、令和7年10月14日にWindows10サポートの終了に伴い、現時点で町が所有している5,081台全てのタブレット端末はWindows11にアップデートできないことが判明した。
- ・令和2年度に整備したリース分は令和8年2月末までがリース期間であり、契約上無償譲渡されることになっている。
- ・Windows10用のセキュリティ更新プログラムを購入して令和7年度末までは現所有の5,081台を使用し、令和7年度中に端末等を調達して、令和8年4月1日に全町一括で更新を行うこととする。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数 5,081台

○処分方法

- ・使用済み端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 0台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託 : 5,081台

- ・資源有効利用促進法の製造事業者へ再使用・再資源化を委託 : 0台
- ・その他（共同調達の使用条件により処分） : 0台

○端末のデータの消去方法

端末のデータ消去ができる専門業者に消去を依頼し、端末内の記憶装置を復元不可能な状態にした後、廃棄証明書を受領する。その後、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者へ端末の再資源化を依頼する。

○スケジュール（予定）

令和8年4月1日 新端末利用開始

令和8年4月～6月 使用済み端末の処分

○その他特記事項

令和7年～令和10年度までの児童生徒数（推定値）は横ばい傾向だが、宅地開発やマンション建設が進んでおり、転入児童生徒の増加が見込まれるが、推定が困難なため、児童生徒数の変化に注視する。